

東広島市監査公表第1号

地方自治法第199条第14項の規定により、東広島市長から令和元年度定期監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、当該通知に係る事項を次のとおり公表する。

令和2年6月3日

東広島市監査委員 水 戸 晃
同 重 河 格
同 加 藤 祥 一

定期監査の監査結果に基づく措置について

1 監査の対象

対象部局等	監査結果報告提出年月日	措置事項通知年月日
健康福祉部 地域包括ケア推進課	令和2年3月30日 (東広監委第58号)	令和2年5月1日 (東広地包第11号)

2 監査の実施期間

令和元年10月11日から令和2年3月23日まで

3 監査の結果（指摘事項）及び措置の内容

健康福祉部 地域包括ケア推進課

監査の結果（指摘要望事項）	措置の内容
1 予算の執行状況 委託業務において、適切な時期に支出負担行為書が起票されていなかった。 予算規則等関係規定に基づき適正な事務処理に改められたい。	契約締結日もしくは4月1日に支出負担行為を起票するとともに、主務者・補助者・係長の3者がチェックリストを活用して進捗状況を確認し、チェック体制を強化することにより、再発防止策を講じた。